

○大泉町議会基本条例（説明付き）

平成 24 年 12 月 19 日

条例第 25 号

改正 平成 29 年 3 月 13 日

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会の活動原則（第 3 条・第 4 条）

第 3 章 議員の活動原則（第 5 条—第 7 条）

第 4 章 町民と議会の関係（第 8 条・第 9 条）

第 5 章 議会と行政の関係（第 10 条—第 12 条の 2）

第 6 章 議会の機能強化（第 13 条—第 16 条）

第 7 章 政務活動費（第 17 条）

第 8 章 議会事務局及び議会図書室（第 18 条・第 19 条）

第 9 章 議員の身分及び待遇（第 20 条・第 21 条）

第 10 章 最高規範性と見直し手続（第 22 条・第 23 条）

附則

地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大し、二元代表制の一翼である議会が担う意思決定機関、行政の監視機関及び立法権限を有する機関としての役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきた。

このため、大泉町議会は、そのもてる機能を十分に駆使し、常に町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）と対等で緊張ある関係を維持しながら、合議制の機関として、町長等が行う事務を評価及び監視するに当たり、その立案、決定、執行等における論点及び争点を明確にする。また、積極的に町民へ情報発信することによって、町民と協働のまちづくりを推進し、議会の意思決定における説明責任を果たす必要がある。

ここに我々は、町民福祉の向上と豊かな町づくりの実現に向け、公正で透明、開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべくこの大泉町議会基本条例を制定する。この条例に定める議会運営のルールを遵守し、実践することによって、町民から信頼され、存在感のある豊かな議会を築くために不断の努力を惜しまないものとする。

説 明

- 1 前段は、二元代表制のもと、議会の役割を表記しています。
- 2 後段は、条例制定の趣旨と町民に信頼される議会を築くよう努めることを表

記しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会運営及び議員に係る基本事項を定め、公正で透明、開かれた議会を構築し、町民福祉の向上と豊かな町づくりの実現に寄与することを目的とする。

説 明

条例の目的を公正で透明、開かれた議会の構築、町民の福祉の向上と豊かな町づくりの実現に寄与することと定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 町 町長を代表者とする基礎的自治体としての大泉町をいう。

説 明

この条例における、町民及び町についての定義づけをしています。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性等を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 町民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。
- (5) 町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

説 明

町民に親しみ、関心を持たれる開かれた議会運営のための5つの活動原則を定めています。

- ① 公正性及び透明性の確保
- ② 町民の意見の把握

- ③ 町民に分かりやすい表現
- ④ 議会内の申し合わせの見直し
- ⑤ 議会傍聴の推進

（委員会の活動）

第4条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。

2 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。

説 明

- 1 委員会における議案等の審査及び所管事項の調査の活動を充分に行うことを定めています。
- 2 委員会は、議会閉会中も積極的に活動を行うこととしています。

第3章 議員の活動原則

（議員の活動原則）

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の代表としてふさわしい活動をする。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

説 明

議員の活動原則について、3つの活動原則を定めています。

- ① 議会は「言論の場」であり、合議制であることから、議員の自由な討議を尊重する。
- ② 議員は町政全般にわたり多様な町民の意志を把握し、自己の能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動を行う。
- ③ 議員は町政全般に目を配り、個別事案だけでなく町民全体の福祉の向上を目指し活動をする。

（議員の政治倫理）

第6条 議員は、町民の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し行動しなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

説 明

- 1 議員は、倫理性を自覚した上で議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう活動することを定めています。
- 2 議員の政治倫理については、条例で別に定めることとしています。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

説 明

- 1 議会活動のための会派結成について定めています。
- 2 主義・主張を同じくする2人以上の議員集団を会派と定めています。

第4章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、町民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の公開に努めるものとする。
- 3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、町民の意見を的確に把握するため、必要に応じて町民との意見交換の場を設けることができる。
- 5 議会は、請願及び陳情を町民からの政策提案と位置づけ、審議等において請願者等の意見を聴く機会を設けることができる。

説 明

- 1 議会が持つ情報を発信し、説明責任を果たすことで町民との連携を促進することを定めています。
- 2 議会の本会議等の原則公開のほか、当面は常任委員会等の公開に努力していますが、議会における全ての会議の公開に向け調査検討を行うこととしています。
- 3 地方自治法に規定されています「公聴会」と「参考人」の制度を活用し、町

民の「意見」や「専門的・政策的識見」を議会の討議に反映させるよう努めることを定めています。

4 日常の議員活動により把握できる町民の意見や考え方には、量的にも範囲的にも限界がありますので、町民と議会が自由に意見や情報を交換できる場について定めています。なお、開催方法については、別途検討を行うものです。

5 町民からの請願・陳情を政策提案と位置づけ、請願者等の意見を聴く機会を設けることを定めています。

（議会報告会）

第9条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

説 明

1 議会として説明責任を果たし、町民との信頼関係を構築し多様な町民意見を聴取する場として議会報告会を開催することを定めています。

2 議会報告会の開催方法等について、別に定めることとしています。

第5章 議会と行政の関係

（議員と町長等の関係）

第10条 議会審議における議員と町長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と町長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

説 明

議員と町長等との緊張関係の保持、透明化を図るための方途を定めています。

① 審議の論点の明確化を目的とした一問一答方式の導入について定めています。

② 町長等は、議員の質問に対して論点、争点を確認するため反問（逆質問）することができることを定めています。

（議会審議における論点情報の形成）

第11条 議会は、町長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報

を形成し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 町民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

説 明

町が重要な政策を提案する場合、政策決定過程から将来コストまでの7つ項目を示すことを定めています。

(予算及び決算における政策説明)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を町長に求めるものとする。

説 明

予算・決算の審議において、町長は前条の主旨に準じた説明を行うよう定めています。

(議会の議決すべき事件)

第12条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

説 明

地方自治法第96条第1項で義務付けられた議決事件のほかに、町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想の策定、変更、廃止に関しても、議決事件として定めるものです。

第6章 議会の機能強化

(議会の合意形成)

第13条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する会

議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び町長提出議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

説 明

- 1 議会は討論の場であるとの原則から、議会の会議への町長等の出席は最小限にとどめ、議員の自由討議を中心とした議会運営を行うことを定めています。
- 2 議会の会議において審議結果を出す場合は、議員の自由討議により、多様な意見を出し合った上で、議会としての合意形成に努力することを定めています。
(「町民提案」とは、地方自治法でいう条例の制定・改廃請求などや町民等から提出された請願・陳情をいいます。)

(政策討論会)

第14条 町政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。

- 2 政策討論会に関することは、別に定める。

説 明

- 1 全議員が一堂に会し、二代表制の一翼を担う町議会としての責任と意欲を高め、意見交換を行うことを目的としています。
- 2 政策討論会の開催方法等について、別に定めることとしています。

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民等との議員研修会を開催するものとする。

説 明

- 1 議会は、行政が質的にも高度化している状況を踏まえ、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員研修と政策研修の機会を積極的に設けることを定めています。
- 2 多岐にわたる政策課題に対応するため、広く各方面の専門家、町民等との研修を実施することとしています。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

説 明

- 1 各議員の議案に対する対応を町民に公表することなどを定めています。
- 2 本条例第8条で、積極的に情報を発信すると定めていますが、情報技術の発達を踏まえた多様な手段（本会議インターネット生中継・録画配信等）で、議会の活動を町民に周知するよう努めることを定めています。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第17条 議員は、大泉町議会政務活動費の交付に関する条例（平成15年大泉町条例第1号）を遵守しなければならない。

2 議員は、いつでも政務活動費に関する書類を、町民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

3 議長は、全議員の政務活動費に関する収支報告の概要を、翌年度に町民へ公開するものとする。

説 明

- 1 政務調査の使途等について、関係する条例等の遵守を定めています。
- 2 政務調査費に関する書類（収支報告）は、常に閲覧可能な状態で保管し、全議員の政務調査費収支報告の概要を翌年度に公開することを定めています。

第8章 議会事務局及び議会図書室

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策形成並びに立案を補助する組織として、議会事務局の調査、法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

説 明

議会の政策立案能力の向上や議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、事務局職員の調査・法務能力を高め、より良い事務局体制を整えることを定めています。

(議会図書室)

第19条 議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

説 明

議会及び議員の調査研究のため、議会図書室の充実を図ることを定めています。

第9章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

- 2 議員定数は、人口、面積、財政力及び町の事業課題並びに類似町村の議員定数と比較検討し、決定するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

説 明

- 1 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく、町が抱える課題や町の将来予測等を考慮することと定めています。
- 2 議員定数については、人口、面積、財政状況など類似団体との比較検討を踏まえて決められるべきとしています。
- 3 議員定数の改正は、町民への説明責任を果たすためにも、議員が提案するものと定めています。なお、町民の直接請求及び町長の提案についてはこの限りではありません。

(議員報酬)

第21条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、町民の客観的な意見を参考に決定するものとする。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

説 明

- 1 議員報酬の改正を議員が提案する場合は、町民等の客観的な意見を充分参考にし、決定することを定めています。
- 2 議員報酬の改正についても、議員定数の改正と同様、議員が提案するものと定めています。

第10章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

説 明

- 1 本条例は、大泉町議会における最高規範であると定めています。
- 2 議員へ本条例の理念を再認識させるための研修を義務付けています。

(見直し手続)

第23条 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

説 明

- 1 一般選挙後、本条例の目的が達成されているか否かの検討を義務付けています。
- 2 前項の検討に基づき、必要に応じ改正することを定めています。
- 3 本条例改正に当たっては、町民への説明責任を果たすため、改正理由など詳細を説明しなければならないと定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から地方自治法の一部を改正する法律（平成２４年法律第７２号）附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日までの間においては、目次及び第７章中「政務活動費」とあるのは「政務調査費」と、第２０条第３項及び第２１条第２項中「第１０９条第６項」とあるのは「第１０９条第７項」と読み替えるものとする。

説 明

- 1 条例の施行日を規定しています。（平成２４年１２月１９日施行）
- 2 地方自治法の一部改正の施行に伴う「政務活動費」、「第１０９条第６項（引用条文の規定）」の読み替え規定となっています。

附 則（平成２９年３月１３日）

この条例は、公布の日から施行する。